

百合が丘 ひまわり保育園 (PTA)父母の会 会則

1. [第 1] 本会は、百合が丘 ひまわり保育園父母の会 (PTA) と称する。
2. [第 2] 本会は、百合が丘 ひまわり保育園児の全ての保護者と職員で構成する。
3. [第 3] 本会は、会員が協力し合って、園児の健全な育成をはかる事を目的とする
4. [第 4] 定例総会を年 1 回開き、役員を選出、年内活動計画等を決める。又必要に応じ臨時総会を開くことも出来る。
5. [第 5] 総会は、会員の過半数の出席 (委任状出席を含む) で成立し、議事は過半数で決める。
6. [第 6] 本会の運営は、総会により選出された役員にて運営する。
7. [第 7] 本会の役員は、会長 1 名、副会長 2 名、会計 2 名、監事 2 名とし、任期は 1 年とします。但し再選をさまたげない。(園長・主任・副主任・事務員を含む)
8. [第 8] 本会の運営費用は、会費による。会費は園児 1 人につき 500 円、職員一人につき 200 円と定めることとする。
9. [第 9] 慶弔金について (下記の通り)

慶		
対象	慶事	父母の会での対応
職員	結婚	祝い品 (お花など)
職員	退職	祝い品 (お花など)
弔		
対象	親等範囲	金額
園児	一親等まで	5,000 円
職員	本人のみ	5,000 円

※父母の会役員承認を得、特例を認める。

10. [第 10] この会則は、全会員の過半数の賛成によって変更することが出来る。

[付則] 本会則は、平成30年6月 1 日より施行する。

百合が丘 ひまわり保育園 PTA(父母の会)



*PTAとは？

児童のよりよい教育環境の醸成を目ざす保護者と教師(ひまわりでは保育士です)によって構成される団体ということです。parent-teacher associationの頭文字をとった呼称です。

百合が丘 ひまわり保育園児保護者と保育士による会です。

園児の健全な育成をはかる事を目的としています。

主な活動

- 定例総会(年1回)・保護者懇談会など
- お誕生日プレゼント
- クリスマス会プレゼント
- 運動会プレゼント
- 夏祭り・焼いも会などの行事経費
- 観劇会
- 進級、卒園関係
- その他の行事関係